

和歌山工業高等専門学校情報管理室規則

制 定 令和6年4月1日

最近改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下、「本校」という。）組織規則第11条の2第2項、及び本校メディアセンター規則第7条第2項の規定に基づき、情報管理室の設置並びに組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 管理室は、サイバーセキュリティに関する技術的又は専門的な業務等を円滑かつ効果的に行うとともに、学内における情報ネットワーク等を適切に管理、運営し、情報処理に関する調査、研修等を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 管理室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 サイバーセキュリティに関する技術的又は専門的な事項に関すること
- 二 情報処理教育センターの管理、運営、改善及び事務に関すること
- 三 学内の基幹系情報ネットワーク及び情報機器の管理、運用及び改善に関すること
- 四 学内の情報機器に関する専門的な助言及び指導に関すること
- 五 学内外の情報ネットワークの技術的な連絡調整に関すること
- 六 情報処理に関する技術的又は専門的な事務に関すること
- 七 情報に関する調査及び研修に関すること
- 八 ICT ルームにおける情報分野等の公開講座の実施に関すること
- 九 その他室長が必要と認めること

(組織)

第4条 管理室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、メディアセンター長をもって充てる。
- 3 副室長は、副メディアセンター長及び総務課長をもって充てる。
- 4 室員は、技術支援室規則第4条第3項に規定する情報管理グループの構成員をもって充てる。
- 5 室長は、管理室の業務を総理する。
- 6 副室長は室長を補佐し、室長に事故があるときは、室長があらかじめ指名した副室長がその職務を代行する。

(連携協力)

第5条 管理室は、情報処理に関する業務を組織的かつ効率的に行うため、各学科及び事務部各課と相互に連携協力し、円滑に業務を遂行するものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、管理室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。